

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第12回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年3月10日（木） 14:30～15:47

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

梶川 融、國井 秀子、篠崎 悅子、篠塚 勝正、杉山 武彦、高橋 温、  
田尻 嗣夫、三村 優美子、吉野 直行、米澤 康博、若杉 敬明 （以上11名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

石崎 光夫、山下 彰一 （以上2名）

第4 出席した関係職員等

小笠原 倫明（総務審議官）、福岡 徹（郵政行政部長）、  
菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、  
緒方 康裕（検査監理室長）、吉田 宏平（郵便課調査官）、  
牛山 智弘（国際企画室長）、田尻 信行（貯金保険課長）、  
井上 雅夫（信書便事業課長）、  
岡田 寿夫（情報流通常行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

(1) 質問事項

- ア 国際ボランティア貯金の寄附金配分について
- イ 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

(2) 報告事項

信書便事業の現状と課題

## 開　　会

○田尻分科会長  それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会、郵政行政分科会第12回会合を開催させていただきます。

 本日は、委員16名中、9名が御出席されており、あとお二人も間もなく御到着と聞いております。定足数を満たしております。

 また本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開にて行います。したがいまして、傍聴者の方々には、非公開とする議題が始まる前にお知らせ申し上げまして、御退室いただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

 はじめに、本日は国際ボランティア貯金の案件の審議のため、専門委員の皆様に御出席いただいております。

 まず、石崎専門委員より、順番に一言ずつ御挨拶いただければ存じます。

○石崎専門委員  ただいま御紹介いただきました専門委員の石崎です。在学中から国際協力事業に関心があり、大学卒業後、JICA（国際協力機構）と言う組織に働き場所を得て、爾来ライフワークとしてこの道一筋に取り組んで参りました。JICAを去って既に十余年になりますが、ご縁があって、国際ボランティア貯金事業のお手伝いをさせていただくことになり、早10年が過ぎようとしております。大変光栄に思っております。

 多分、後刻話題になるかと思いますが、本事業の原資もあとわずかとなりました。

 “初めあれば終わりあり”は世の常ですが、その“終わり”をどのように締めくくるかは非常に重要な課題だと思います。後ほど必要であればお話し申し上げたいと思います。

 現在は、大阪学院大学という関西の大学で非常勤の講師をしております。よろしくお願いします。

○山下専門委員  山下でございます。国際東アジア研究センターの顧問をしております。

 私も、国際ボランティア貯金に関して非常に強い関心と、それから、これまでのいろんな実績について高く評価する者ですので、関連する事項がありましたら、私も私なりの意見を述べさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○田尻分科会長 よろしくお願いします。

 あと、専門委員で今川様、渡辺様は、本日は御都合が悪いということで、御欠席でございます。

 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項2件、報告事項1件となってございます。

 はじめに、諮問第1047号「国際ボランティア貯金の寄附金配分」につきまして、総務省から御説明をお願い申し上げます。

○田尻貯金保険課長 国際ボランティア貯金の寄附金の配分につきまして、御説明申し上げたいと思います。

 お手元に資料12-1というものがございます。ちょっと分厚うございますが、幾つかに分かれておりますので、クリップを取っていただければと思いますが、資料12-1-1が諮問書、12-1-2が申請書、12-1-3が認可申請の概要及び審査結果、12-1-4が参考資料となっております。本日は、「認可申請の概要及び審査結果について」という資料を使用して主に御説明したいと思います。なお、クリ

ップには挟まっておりませんけれども、資料の中に、左肩に「審議会終了後回収」と書かれた資料がございます。これについても使用いたしますが、審議会が終わりましたら回収させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料12-1-3に基づきまして御説明させていただきたいと存じます。

表紙をお開きいただきますと、国際ボランティア貯金の概要とございます。この辺りは、もう先生方概ね御存じかと思いますので、簡単に説明させていただきたいと思います。国際ボランティア貯金は、平成3年から開始されました。通常貯金の利子の一部をNGOの海外での援助活動に使用するということでございまして、これまでもう20回ほど配分を行ってきてるわけでございますけれども、民営化に伴いまして、寄附金の受入れにつきましては終了いたしました。そのときに残りました寄附金が20億円ほどございましたけれども、これにつきましては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が引き継ぎまして、引き続きNGOに配分を行っているということでございます。本日は、この機構が行います平成22年度の配分についての認可申請についてでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目、国際ボランティア貯金の寄附金配分等の決定方法でございますが、NGOから申請を受け付けます。毎年7月から9月に公募をかけておりますが、これを受けまして、機構で審査をいたします。合わせて、外部の有識者によります配分審査会における審査もありますけれども、配分案を作成いたしまして、認可申請がございました。これにつきましては、総務大臣の認可事項となっておりますけれども、関係行政機関の外務省とも協議を行っております、この審議会でもしよろしければ認可をさせていただいて、その上で配分を行うというスキームになっております。

3ページ目、次のページをお開きいただきまして、配分対象となる団体及び事業の要件というのがございます。上のほうに団体の要件がございます。団体の要件、これは日本国内に事務所を置くとか、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体、適正な会計処理が行われていること等々の要件がございます。それから、下のほうが事業の要件でございまして、俗にBHN(basic human needs)と言われておりますが、基礎的生活分野を充足させる事業であること、それが①です。この他、④におきましては、14日以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせて、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であることとか、あるいは、⑤で言いますと、住民に対して団体が指導、技術・ノウハウ移転、医療行為等を行うものであること等といったような事業の要件がございます。こういった要件、これは昔から続いている要件でございますけれども、これにかなったものを選定していくというプロセスでございます。下の注のところに書いてございますけれども、今回につきましては、申請できる事業は、1団体につき1事業、上限につきましては、原則として1,000万円ということにしております。

次のページ、4ページ目は、国際ボランティア貯金の寄附金配分等に係る認可申請の概要でございますが、ここが今回の申請内容の概要でございます。昨年度御審議いただきました寄附金の繰越額が1億9,000万円ほどございます。これに加えまして、返還金等及び運用利子でございますけれども、実際に事業を行っていったけれども余ってしまったお金、実際に余ってしまったり、事業自体が中止になってしまったり、あるいは

は、残念なことですけれども、別の目的に流用してしまったとか、そういったもの、あるいは、実際に交付する前に、機構で審査した結果、ここまで配分する必要がないだろうというもの、そういうものがございますけれども、そういったものが合わせて1億1,000万円ほどございました。これを合わせた3億円強が配分原資になります。この配分原資に対して、実際に申請があったものが（2）にございますけれども、42団体42事業につきまして、2億4,600万円ほどまいりました。これについて、機構で先ほどの要件に基づきまして審査した結果、33団体33事業につき、1億4,583万円を配分するという認可申請の案になったということでございます。

平成21年度と比べますと、申請の団体数とか金額とかは減っているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、上限が1,000万円となっておりますが、実は昨年度につきましては、上限が2,000万円でございまして、これは金額が少なくなってきたので、資源を有効に活用しようということで、できるだけ多くの団体に配分できるようにということだったんですけれども、結果としては、ほかにもいろんな要因があるかと思いますけれども、申請が出てきた団体というのがこれだけに止まったということでございます。具体的にどのような配分を行ったかは次で御説明いたしますけれども、配分金額については1億4,500万円ほど。これを3億円から差し引きました1億5,000万円強は翌年度に繰り越したいという案になってございます。

具体的な配分先につきましては、先ほどの申請書の資料12-1-2という分厚い資料がございますが、機構からまいりました認可申請書の表紙をめくっていただきまして、別紙1というところに表がございます。「寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額」とタイトルが打たれているところでございますけれども、3ページにわたっておりますが、ここに書かれている団体の事業につきまして、真ん中の配分額を配分しようという案でございます。これは上から順に団体の所在地を北から並べているものでございますけれども、全体で33事業ございます。金額的には、先ほど上限が1,000万円と申し上げましたけれども、一番大きいところで、これは2ページ目の真ん中のちょっと下のほうにございますけれども、特定非営利法人パレスチナ子どものキャンペーンというところで990万円ほど、それから、一番少ないところで、同じページのNPOカムカムクメールというところで100万円ほどというような配分になっております。配分先につきましては、地域につきましては、それぞれ国ごとにやっておりますけれども、やはりアジアが中心ということになりますと、先ほどの資料12-1-3に戻っていただきますと、アジアが12カ国で29事業、全体の85%を占めているというところでございます。残りは中近東、アフリカ、中南米のそれぞれ1、2カ国の事業に割り当てられているというところでございます。

以上が配分を受ける団体でございますけれども、配分を受けることができなかつた団体につきましては、「審議会終了後回収」と書かれた「平成22年度非配分団体・非配分事業」という資料がございますが、こちらに書かせていただいておりますとおり、非配分団体は9団体ございます。それぞれ配分を受けることができなかつた理由につきましては違うわけでございますが、大別すれば、箱モノといいますか、物を贈ったり建設したりするだけというような事業であるため配分の要件を満たしていないものと、実際の実施体制が整っていないというものに分けられるというふうに考えられるところ

でございます。

以上でございまして、こういった団体に配分しようということでございますが、資料12-1-3に戻っていただきまして、5ページ目、4と書いてありますが、配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請の概要でございます。これは実際に配分を受けることになった団体に対しまして、守るべきことを機構で定めるものでございますが、これについても、毎年度同じ内容を申請し、認可をしておるものでございますが、配分金の使途の制限だとか、実施計画の変更については、やむを得ない場合を除きしてはならない、やむを得ない場合については承認を受けなければならぬ等々の基準が書かれているところでございます。これについては、去年と全く同じでございます。

以上が認可対象になるわけでございますが、6ページに参りまして、審査結果ということでございます。機構の審査基準とその審査の結果、それから、配分団体が守らなければならない事項が対象となるわけでございます。前者については、先ほど申しました団体への要件だとか、あるいは事業の要件等を満たしていると認められたところでございます。また、後者の配分団体が守らなければならないという事項につきましても、去年と同じでございますけれども、適合すると考えられます。当該申請は認可することが適當だと認められると考えておりますので、これでよろしければ認可をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、御遠慮なく、どうぞ御発言いただければと存じます。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 為替レートが非常に変わってくると思うのですけれど。ここに、例えば136万7,000円とか、細かい数字で出ていますが、いつの時点の為替レートでしょうか。為替レートが円高になると、多分、受け取るほうが多くなるような気がするのですけれども、その点はどういうふうに。

○田尻貯金保険課長 実は、いつの時点かは、今手元にないのですけれども。例えば昨年の段階で言いますと、1年ぐらい前の段階で、まだ1ドルが90円ほどでございました。これが5月ぐらいからだと思いますけれども、だんだん円高に向かいました。実は、配分金は、そのときの為替レートに基づいておりましたから、当然、円高になりますと影響を受けるわけでございますけれども、実際に機構が配分するに当たりましては、改めてまた具体的な事業計画を出してもらいます。そのときに、為替レートにつきましても、円高になれば円高のレートで計算して出してもらいますので、例えば去年の場合で、円高になった関係上、円での金額というのが減ってしまうということで、その部分については配分はしなくてよいということで、配分しない金額というのが出てきたということになります。ですので、実際に配分する段階におきまして、為替レートを使いまして計算をしているということでございます。

○吉野委員 ということは、ここの配分額も少し変わる可能性があると。

○田尻貯金保険課長 変わってくる可能性はございます。

○吉野委員 それだったら結構です。

○篠崎委員 よろしいでしょうか。

○田尻分科会長 どうぞ。

○篠崎委員 御説明、よくわかりました。

ちょっと質問なんですが、4ページです。返還金及び運用利子で1億1,000万円出ていますね。

○田尻貯金保険課長 はい。

○篠崎委員 返還金というのは、承認されたもので、行わなかつたわけですよね。

○田尻貯金保険課長 はい。

○篠崎委員 これはおよそ何件ぐらいありましたか。そして、総額で幾らぐらいになるんですか。

○田尻貯金保険課長 返還金につきましては、大体6,000万円ぐらいです。実は、返還金等とございますけれども、返還金は、実際に交付をして実際に使わなかつたものでございまして、残りの「等」のところが、先ほども御説明しましたけれども、未交付金ということで、交付する前の段階で、円高等の理由で出さなかつたものでございます。

事業の数で言いますと、それぞれ全部返せというような、要するに、事業が全然できなくなってしまったような場合については、やっぱり当然全額返さなければいけないのですが、そうではなくて、一部分だけ使い切らなかつた部分というのはやっぱりどうしても出てくるので、そういうもののところが、事業の数としては結構出てくるわけです。

○篠崎委員 多いんですか。

○田尻貯金保険課長 はい。

○篠崎委員 全く事業ができなくて返還したというケースもあるのですか。

○田尻貯金保険課長 すいません、そのケースについては、今調べますので。

○篠崎委員 後でいいです。せっかくみんなで承認して行ったものが、かなりの額、残り少ないこの財源の中で返還に。後で、わかり次第で結構です。

○田尻貯金保険課長 わかりました。

○田尻分科会長 どうぞ。

○石崎専門委員 確か前回の当分科会の席上、残った財資を最後のゼロまで使うにしても、貴重な浄財ができるだけ丁寧に使うべきとの考え方から、1事業の上限枠2,000万円をもう少し引き下げた方が望ましいのではないか旨申し述べた記憶があります。今回の案では1,000万円に引き下げられたわけで、大変結構なことだと思われ、評価したいと思います。

次に、これも去年この場で出された「事業評価」の話です。20年近く続いたこの国際ボランティア貯金事業もいよいよ終わりが近づいて参りました。これだけ多くの善良な預金者が協力し、関係者一同汗を流して取組んできたこの事業です。幕引きにあたり、過ぎこし方を振り返り、世に与えた“インパクト”などを何かの形で調査・評価すべきではないか旨山下専門委員共々提案させていただき、確かに吉野委員はじめ出席者の賛同を得たように記憶しています。これに対し、事務局の方から趣旨は理解できるので、別途検討してみたいとの回答があったように思います。その後の検討状況をお聞かせいただけたら有難いと思います。

○田尻貯金保険課長 評価につきましては、いつも先生から御意見をいただいているところでございまして、いつかは何かやらなければいけないのかなということも思っているわけでございます。実際、今、事業を行っているところでございますが、ある程度もう終わりが見えてきているところですが、先生方からいろいろと評価について、やったほうがいいのではないかというお話もいただいておりますので、我々のほうでも検討しているところでございます。

ただ、実際のところ、方法なり、あるいは何を評価するのか、あるいは誰が評価するのか、更には、どういった予算で評価するのかといった問題等々、いろいろと検討しなければいけない問題もございます。今まで、評価ということではあるのかわかりませんが、公社の時代までは何らかの形での取りまとめの仕組みもあったようでございますから、こういったものを参考にしつつ、今後何ができるかというのを考えていきたい。最終的には、終わる段階のところのお話になるかと思いますけれども、それも近づいてまいりましたので、こちらのほうで検討してまいりたいと考えております。

○石崎専門委員 どうもありがとうございました。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

○篠崎委員 お先にすいません。関連なのですから、ただこのすばらしい事業を総括して評価するだけでは大変もったいないような気がするのですが。これが終わった後、あるいは同時進行でもいいのですが、これ、国連の会議でも発表したようですが、これに代わるようなすばらしい事業は今後検討されているのでしょうか。その辺をちょっと伺いたいと思っています。

○田尻貯金保険課長 実は、この国際ボランティア貯金事業につきましては、公社の段階で、民営化の段階で、取扱いとしては終了することになりました。実は今こうやって配分をやっているのも、寄附金がまだ残っておりますので、預金者の御意思もありますから、それを配分しようということで続けているものでございます。

私ども総務省は、もともとこういったボランティア貯金の事業をやっておったわけですけれども、民営化の後は、そういったミッションというか、マンデートというのが実はあるわけではございません。我々の所掌の範囲の中で、今の私の所掌の範囲の中で新たにできるかというと、そういうものがないわけでございまして、所掌の話になって大変恐縮なんですけれども、少なくともこちらのほうで新たなことができるような状況ではございませんので、そういった点は御理解いただきたいと思います。

もちろん、今までかなり評価を得てきたような事業でございますから、何らかの意味でこれを後々までやっていかれるというお話はあるかと思いますが、我々自身がこの新しいスキームで何か立ち上げるということはなかなか難しいとは思います。

それから、先ほど御質問いただいた件でございますが、返還金が全部出てきてしまった事業につきましては、6団体でございます。

○篠崎委員 そんなにあるのですか。

○田尻貯金保険課長 はい。

○田尻分科会長 どうぞ。

○篠塚委員 質問と半分意見なんですが、今、課長さんの回答にもございましたが、もう資金も限られてきている、先が見えているわけでございますので、僕は思いきりもう

終わるんだという宣言をはっきりしたほうがいいのではないかというふうに——次どうするかということも含めてですが、——なしはなしでいいと思うのですが、もうこのプロジェクトのターミネーションを明らかに。あと1億5,000万円でございますよね。そうすると、上限を1,000万円から500万円に下げて数を増やすとかというのよりも、もう一度1,000万円で。応募される団体もかなり減っていますよね。ですから、ターミネーション宣言をされるというのも御検討いただいたほうがいい時期ではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後の検討の中で、それも頭に入れてお願いできたらと思います。

○田尻分科会長 どうぞ、山下さん。

○山下専門委員 今の質問と、それからサジェストションとを聞いていまして、この国際ボランティア貯金というのは、私は当初から関わらせてもらいまして、当初は郵貯で金利の一部をこういう事業に充てるということでして、そのとき、小さなお子さんをお母さんが連れていって貯金を始める、その貯金がこういう形で生きているよということを、きっと親御さんたちは話されたものだと思います。こういうことが、後々、貯金だけが問題ではないかもしれません、子どもさんたちにいろんな影響を与える、いい影響を与えると私は思うわけでございます。

したがって、このプロジェクトはもう終わりかけているというのを、もう切ったほうがいい。そのとおりだと思います。同時に、これまでやってきたことをどう受け止めて評価するか、こういう作業を1本入れて、それからどうするということをぜひ進めていただきたい。そういう意味で、私、賛成させていただきます。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようでございましたら、諮問第1047号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

ここで、この国際ボランティア貯金の案件が終了いたしました。専門委員の皆様は大変御苦労さまでございました。本日はまことにありがとうございました。

それでは、次の議題に進ませていただきます。次は、信書便の案件の審議で、非公開となります。それに先立ちまして、報告事項を行いたいと存じます。

それでは、「信書便事業の現状と課題」というものにつきまして、総務省から報告をお願いします。

○井上信書便事業課長 それでは、信書便事業課長の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

今、分科会長のおっしゃったとおり、資料が前後して申しわけございませんが、お手元の資料の12-5というのがあるかと思いますので、それについてはじめに御説明をさせていただきます。

前回の昨年の11月18日の審議会の際なのですが、先生方から、信書便事業のサービスのあり方の状況が変わっているのではないかとか、あるいは、事業者の規模別

に収益、どんな規模の事業者が信書便事業でどのぐらい商売をしているのかといったようなお尋ねがあったのですが、なかなかそのとき十分にお答えができなかつたところがあつたように存じます。法律が施行されてもうじき8年ということにもなりますものですから、お尋ねのあった点も絡めて、少し事業の中間評価と言うとちょっと言い過ぎかもしませんが、そのような観点から資料を取りまとめてみたので、御紹介させていただきたいと思うわけでございます。

目次をごらんいただきますと、業界の概況、2番でサービスの動向、3番として、そのサービスを提供している主体、それから、最後に4の課題ということでまとめております。

最初に、業界の概況でございますが、資料の2ページになります。ここはこれまで御紹介をさせていただいているデータですので、簡単に御紹介をさせていただきますが、今現在、事業者数が大体340者であるということ、あるいは、その次の3ページへ参りまして、取り扱いの通数ですか、あるいは売上もコンスタントに伸びている状況だということでございます。ただ、そういう中で、2号役務というのが赤い棒グラフになるのですけれども、この割合がだんだん小さくなつてきているという、全体の増加傾向とはいさか違う傾向があるのかなということでございます。ただ、総じて申しますれば、ごらんのように右肩上がりであるということは、信書便事業が民間による信書の送達という新しい分野にチャレンジして、世の中のニーズにこたえて頑張ってきているのだということで、前向きに受けとめていいのかなというように考えております。

では、どのようなニーズにこたえてそのサービスが展開されてきているのかということで、次に参ります。4ページですけれども、特定信書便サービスの動向ということになります。このページは、信書便事業の1号から3号の役務が、郵便のユニバーサルサービスと調和を図りながら設定されているということを示しております。例えば、1号役務のところをごらんいただきますと、大きな信書便ということになるのですけれども、これは対比される郵便サービスとして、郵便が原則として長さや幅が90センチ以内だとか、あるいは重さが4キロ以内ということですので、それを超えるものということで、1号役務が規定されているわけであります。2号役務だとか3号役務も、大体似たような考え方によります。

このページの肝心なことといたしまして、一番下の欄に書かれているところがあるのですけれども、これは当初想定された、法施行の際どのようなサービスが想定されたかということが書いてあるのですが、例えば1号役務ですと、個人間というよりは企業間、あるいは企業と個人の間の大きな信書というようなものが想定されていたとか、2号役務だと、都心におけるバイク便のようなサービスが既にあって、そういうものが想定されていたというようなことがわかります。一方、3号役務につきましては、明確に想定されたサービスというのが、なかなか調べた範囲でつかみきれておりませんが、思うに、3号につきましては、役務の付加価値が最終的には料金に反映されるということで、3号役務は1,000円以上ということですので、高料金になるだろうということで、そうしておくことでユニバーサルサービスと重ならないという、バスケットクローズのような位置づけがあつたということなのかなと思うところでございます。

いずれにしろ、そのような形で、当初想定されたサービスが実際にスタートすると、

本当のところどうなつていいいるのかというところが、次の5ページになります。ここに現在の代表的なサービスが示されております。私たちのほうで、この5つのサービス、公文書集配から広域急送というところまで、これが一応典型的なのかなということをまとめてみました。

1号の関係で申しますと、公文書集配と企業グループ内の便ということで、前者は地方公共団体の信書送達需要に対応するもので、地域に閉じたサービスでございますが、最近、需要は増えているところであります。それから、後者につきましては、これは自らのグループ内の信書の送達需要に対応するというものであります、地域的には広域にわたる場合もありますが、自らが属するグループ内で閉じているという特徴があるのかなと思います。

下へ行きまして、2号につきましては、これは地域内急送サービスと仮に名前を振りましたが、これはもともと想定されていたバイク便のようなサービスが該当します。

それから、3号ですけれども、1つは電報類似サービスです。これはNTTだとか郵便のレタックスといったような基幹的なサービスの類似サービスとして出てきておるものでございまして、ネットでウェブを使って申し込んだり、あるいは、NTTと同じように、電話から申し込んでいただくものもあります。最後になりますが、もう一つ、広域急送サービスということで、広域にわたって急いで持っていくというようなサービスです。このように3号役務は、実態として、いずれも広域にわたる送達ニーズへの対応ということが言えるかと思われます。

以上が5類型、典型的なものでございまして、先ほど御説明した当初の想定サービスとの関連で申し上げれば、1号や2号役務は、大体予想されたところではないか。それに対して、3号役務として提供されているものは、法の施行をある意味契機として、新しく民間の創意工夫で生まれた部分ということになるのかなと思います。

これら5類型、典型サービスの料金を大づかみに示したのが、次のページでござります。大体の分布状況として御理解いただければと思うのですけれども、一番料金が高いのが広域急送サービスでございまして、大体これが3,000円ぐらい。一方、一番安いのが地域内の急送サービスで、数百円程度ということあります。それから、公文書の集配、これも競争入札というようなことで、事業者数が増えていくとだんだん競争が激しくなっていくということかと思われるのですが、なかなか単価が上がらない状況なのかなと思われます。それから、あと残った電報類似ですとか、あるいはグループ内の送達サービスにつきましては、いずれも安定して単価が上昇しているような状況です。

次のページ、利用者にとってどういうメリットが実現されて来たかというところでございますが、これは例示でございますが、例えば公文書の集配ですと、自治体のほうのアンケートの結果なのですけれども、やはり経費が節減されましたというのが大分出ていて、3分の1になったとか、半減したとか、中には6割も削減されたなどというようなところもあるようです。

それから、その下に書いてあるのは電報類似サービスですけれども、これは基幹サービスと比較してということになるのですが、例えば数百字まで、300字とか400字までは文字数に関係なく――NTTは25文字でそれ以後は上がって行きますけれども――一定の料金で利用が可能だとか、あるいは、加盟している結婚式場ですと、最短で

2時間で届けてくれるとか、あるいは、カタログギフトの会社と連携して一緒に送ることでギフト需要を喚起しているとか、これらが実現したメリットというか、サービスとしてあるようです。

一方、同じページの下の方に、サービスの「安心・安全」に関する評価と書いておりますが、これは、どうもその辺りの評価は必ずしも十分ではないという結果も一部出ているということで、おそらく、これは公共団体のほうからのアンケート結果なのですが、信書便のサービスの歴史がまだ浅いというようなことが原因だと思うのですけれども、この辺りは今後の課題かなと思っているところでございます。

その次へ行きまして、今度はサービスの提供主体でございますが、8ページに参りますと、提供主体、まず資本金規模別にどうなのかということあります。資本金5億円以上というのが大企業ということになっていますので、縦軸の資本金のところに横に太い線が書いてありますが、ごらんのように、5億円以下の規模の会社で信書便の扱いが多くなっているというように見てとれます。特に右側の方のグラフへ行っていただくと、これは横軸がそれぞれの企業の総売上高に占める信書便事業の割合なので、大企業に行くと、これが限りなくゼロに張りついてしまっているのですが、中堅・中小企業だと、それでもなおかつ10%とか20%、中には40%、80%というようなことで、信書便事業収入があるというようなことで、要するに、総じて中堅・中小企業は活躍しているというように思われます。

それから、次のページは、全国展開か地域特化かということですが、全国展開はこんな事業者、地域特化はこんな事業者というようなことで挙げていますが、下の表をごらんいただきますと、全国だとか、あるいは複数の都道府県をまたがって仕事をしているという事業者は、数で言うと4割、ただ、引受通数で言うと約7割、売上高だと8割というようなことになっているということでございます。しかも、最近、地域で始まって全国に展開していくというような事業者も、数は少ないですけれど、例もあります。

それから、その次のページは、多様な業界からの参入ということで、これも普段よく見ていただけたデータなのですが、非常に多様な、物流業界だけでなく、警備業だとか、いろいろなところから入ってこられているということで、これは私どもとしても、本業の特徴を反映した信書便サービスが展開されることが期待できるのではないかということで、プラスに評価しているところでございます。

最後のページでございまして、以上を踏まえて、課題ということで書いてございます。冒頭申し上げましたが、信書便事業というのは、法律施行以後、事業者数、取扱通数など、右肩上がりですし、それから、サービス内容もいろいろ多彩なものとなってきているわけで、これは業界のほうも一生懸命頑張っておられるところであります。そういう中で、さらなる発展のために、ここに書いてあるような課題のクリアが必要ではないかということでございます。

3つ挙げておりますが、まずは、「安全・安心」の意識向上ということで、先ほど申しましたように、やはりこれは業界として取り組む以上、これは一番大切だということで、信書便事業の周知、あるいは実績のアピール等が、これからもこれは地道にやっていく必要があるということです。

それから、2つ目が、提供サービスの多様化・高度化と書きましたが、これも重要なことでありますて、いろいろなサービスが生まれつつあるといつても、まだまだ多様化・高度化の余地が残されているのではないかということで、その辺りのチャレンジが大切ではないかということでございます。

それから、3つ目は、業界内情報の共有化ということで、どうしても個々の事業者は、それぞれに事業を展開しているものですから、業界全体の動向だとか、あるいは対行政も含むさまざまな情報がなかなか得にくい状況になりがちのようございまして、現在も、実は業界のほうで協会の設立の動きもあると伺っております、そんなことになれば、またいろいろ情報交換もできてくるだろうと思っております。

御説明は以上でございますが、データの制約もあって、まだ十分お答えできる状況にはなっていないかと思いますので、また今後充実していきたいと存じますので、御意見などいただければ幸いでございます。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御遠慮なく発言ください。

○吉野委員 御説明ありがとうございました。

昔よく言われていたのは、民間が出てくれば、民間はやっぱり一番もうかるところでどんどんクリームスキミングといいますか、それでどんどん取られてしまって、やっぱり総務省全体としてのいいところが抜けていくという可能性がどんどん出てくるのではないかと思うんですが。こういうのに対して、国としてはどういう形で対応しながら、いかに国のさまざまな郵便関係のサービスを、なるべく品質保証でやっていくかというのは、大きな対応だと思うんですけども。

それとの関連でいきますと、こういう民間の、逆に言うと、ノウハウをもっと盗んでと言ったら変な言い方ですけれども、いいところを盗んで、日本全体をネットワークとして持っている国なり総務省なりが、どういう形でサービスを提供していったら、さらにいいサービスができるのかというのがもう少し必要なのではないかと思うんですけど。例えば、民間の貨物輸送業者、運送業者がこういうところへ入ってくれば、もう少しそこ提携するとか。彼らは多分一つ一つのところしかやっていないと思いますから、そういう意味では、ネットワークとの組み合わせとかいう形で、なるべくうまい連携というのができないかなと思いました。

以上です。

○井上信書便事業課長 まずクリームスキムのお話がありましたけれども、入り口のところの整理として、これはクリームスキムにならないように、郵政本体と調和しながらということで仕分けをしてスタートしていますので、むしろ私たちとすれば、今のこういう、民間がまさに民間の創意工夫の中でやっているところ、新しいニーズが芽生えつつあるところをいかに振興していくかということが、結局は国民経済にとってもプラスに働いていくのではないか、そういうサイクルなのではないかなと考えているところです。

それから、ネットワークというか、物流業者との連携みたいなお話をありました。こ

れは現実に協定とか委託というような法律上の手続きがあるんですが、例えば電報類似の事業者が実際に実配送するときには、流通事業者とまさに連携してやっているとか、そのような形で、業界の中でも連携が出てきています。逆に、それがないとなかなか全国展開できないというようなこと也有って、それはまたそれで何か隘路が出てくるかもしれませんけれども、見守っていきたいなと思っております。

○田尻分科会長 どうぞ。

○梶川委員 お聞きするのも申しわけないような感じなのでございますけれど。もちろん今のクリームスキミングの話もあるのですが、これは、基本的に、先ほど大体予想されたとおりの進捗というお話だったのですが、今の過程が全体像からすると何%ぐらいまで進行されているのか。要するに、この1号なり2号なり3号の潜在的なマーケットというものをどのようにお考えになられて、今ここまで来ているのか。さらに加速しなければいけないのか、むしろ、ここまで来ればもうこれで大体こういうサービスラインはこの程度なのではないかとか、国が郵便事業全体を経営されている中で、こういうサービスライン、また大郵政のラインで、このマーケットに対するシェアはどんなイメージをお持ちになるかによって、何か工夫して、例えば、この3号をもっと使いやすくしなければいけないとかいう方向もあるでしょうし、これを以上それをやったのではなくともないといった、方向性をどんなふうにお考えなのかということなのですが。

○井上信書便事業課長 ちゃんとお答えができないかもしれません、まず、どのぐらい潜在的なものがあると考えているのかというのがあったかと思いますが。

○梶川委員 最初は、もちろんそれからなんです。

○井上信書便事業課長 そこは、なかなか調べた感じではなかったですね。何年後にどのぐらいの市場になるだろうみたいなものはなかったです。

その上で、今おっしゃる、では今のこの伸び方をどう考えるのかということですが、これは先生のほうがはるかに御専門かもしませんが、私が聞くところですと、例えば、民間事業で市場予測で一番伸びると想定するのは年に大体1.4倍、要は2年で倍というのが一番伸びるという想定なのだそうですね。これは、例えば3ページの売上高を見ていただきますと、15年のスタートで、初年度はしょぼしょぼですから、16年からスタートしたとして、6年間で8倍ぐらいですか。ということは、ある意味でニーズをとらえきって伸びてはきているのだと思うんですね。ただ、これが潜在的なものとどういうような関係にあるのかというのは先ほど申し上げたようにちょっと難しいんですけども。これはやはりこれでニーズをつかまえてきているのだということで。1号、2号はともかく、3号などは確かに想定されたのがあまりなかったようなので、これからもそういうところは付加価値の高いものができきたらいいのではないかとは思っておりますが。

答えになっているかどうかわかりませんが。

○田尻分科会長 どうぞ、米澤委員。

○米澤委員 今のことと多少関係がありますけれども、この伸びを見て私もちょっとびっくりしたのですけれども。そもそもそんなに伸びないのでないかなと思っていたので。今、皆さん御存じのように、デパートの売上とかいろんなもの、基礎的なそういうものに関しては、生産年齢人口がこういうふうに下がってくるのとほとんど歩調を合わ

せて、みんな下がっていっているわけですよね。よく言うのですが、経済政策がうまくいっていないせいもあるんでしょうけれども、人口で結構出てしまうということで、きれいにそれと同じように、新車の売れ行きだとか、そういうのも下がっていく中で、これはびっくりする流れで、かなりのスピードで上がっているというのは、同じ質問になるかもしれません、1つは、新しい需要をほんとうに掘り出しているのかかもしれませんし、もう一つは、既存のどこかが食われているのかどうかですね。ですから、その辺がわかるとよいかと。

いずれにしても、これは、そういうような、さっき言ったマクロ的なところから見ると、調整の過程で、どこかへ行くまではこのように上っていくと思っているんですね。そこへ行くと、大体さっき言ったような緩やかな右肩下がりになるかと思うんですが、そこへ行くまでは、天井と言っていいんでしょうか、そこまではかなりこういう格好で伸びていくのだろうと思います。ですから、その理由が、もうほんとうに今までなかったところの需要の開拓なのか、どこか食われているのかどうかということもわかるとおもしろいかなと思いました。感想を含めまして。

○井上信書便事業課長 食われているというと、公文書の集配などは、やはりコンプライアンス意識が高まっていますので、信書はやはりちゃんと信書の送達のルールにのっとらなければいかんというようなことで出てきているのも若干あるようではあります。

そういうところはあると思いますが、業界が元気なうちにやはり新規のマーケットというのを考えいかなければいけないのかなというようなことで、そっちのほうを少し厚目にやらないといけないのかなと思っております。

○若杉分科会長代理 ちょっと感想なのですけれど。

○田尻分科会長 どうぞ。

○若杉分科会長代理 皆さん元気がいいとおっしゃいますけれども、330社もあって、売上は43億円しかないですから、1社当たり1,000万円ですね。

1,000万ちょっと。とても採算がとれているとは思えないんで、これから淘汰が始まると思いますけれど。だから、これを見てそんなにすごいすごいというのは、グラフの傾きに驚いているだけで、初步的な議論だと思うのですけれど、いかがでしょうか。

経営的には大変なところが多いと思います。特に大企業なんて、全然もうウエートは少ないわけですね。一応資格は取っているけれども、やっていないのではないかなと思いますけれど。

○田尻分科会長 三村委員、どうぞ。

○三村委員 今の御意見とも関連するのですが、1号役務というのは非常に地域的だと思います。やはり中小企業等サービス業者としてできるビジネスと、それから、一番下の広域急送便のように、これは基本的に大きなインフラを持っていないと、非常に非効率になってしまふビジネスの違いがある。現在は、まだ申請の段階では、何となくそこにちょっと手を出してみると、お客様のニーズがもう少し取れるところはないかという形で参入しているような話が多いような印象を受けています。

そうすると、この信書便事業に関しても、いわゆる地域内で自己完結的な小さなモデルとしてやるような事業と、それから、かなり重い、あるいは付加価値の高い信書を送る広域ネットワークをきちんとつくっていく事業との、2つに分化していく感じを受け

ております。そうすると、今の制度設計は両方全部あってもいいよという形になっているんですが、そのあたり少しずつ区分けが必要になってくるのではないかと思っているのですが、いかがなのでしょうか。

○井上信書便事業課長 難しいお尋ねですが、先ほどの若杉先生のお話ともちょっと関係しますけれど、コストと、またこれは今日の後段の部分でもちょっとお話が出るかと思いますが、いわゆる本業のほうのコストと配賦するからこそ、かろうじて成り立っているんですね。これだけのためにいろいろなシステムを構築したら、多分無理だと思うんですね。だから、そういうところで、今ぎりぎりのところでやっているのは、まさにおっしゃるとおりなのです。

その中で、ただ、繰り返しになってはあれですけど、どういうニーズをとらえて伸びていくところがあるのかというところを考えていくのかと。今、三村先生おっしゃる、2つ分かれしていくのではないのかというのは、それはあるのかもしれませんけれども、そこら辺もこれから少し研究していきたいと思っております。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

國井委員、どうぞ。

○國井委員 今ニーズが伸びているのは、ワンストップでいろいろサービスするという分野だと思うので、これだけ1つを切り口にして考えるより、ここの中でもちょっとありましたけれど、慶弔のギフトと一緒にするようなサービスも広くできるようになれば、業界としては伸びるのではないかと思うのですけれど。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

ほかに。篠塚委員。

○篠塚委員 絶対値が少ないというのは、御指摘のとおりだと思います。ただ、グラフを見ましても、規模の小さいところが結構伸びているのだと思うのですね。ですから、とりあえず全体しょぼしょぼしているから、額は少なくとも成長していることは評価すべきではないかと、まず思うのですよ。

それから、団体がスタートされそうだというお話でございますけれども、やはり団体がスタートされるときに、今までの成果と今後どういう方向に行こうとしているのかというのは、多分、安全・安心の問題って、結構各自治体さんでもまだ十分信用しているとは思えないようなデータのような気がしますので、安全・安心に対して、もう少し団体として何をどういうふうにしていくかということは、ぜひクリアにされるように御指導いただいたらいいのではないかと思いました。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

○篠崎委員 よろしいでしょうか。

ちょっと質問なのですが、いろいろサービス内容はわかるのですが、サービス料金のほう、価格、これはもう事業者同士で競争という形はできないですか。

○井上信書便事業課長 いえ、これは今は事業者が決めているだけです。

○篠崎委員 決めていますよね。事業者同士で競争の結果、何か顕著なことは出ていますか。

○井上信書便事業課長 おそらく一番競争が出るのは、公文書集配で、公共団体のほうの入札を受ける、そういう場合だと思うのですけれども。そこら辺は、先ほどグラフで

も。

○篠崎委員 かなり差があつて、事業者がかなり無理をしているところが出てきたりとか、そういうのはまだないですか。まだそこまではいっていないですかね。

○井上信書便事業課長 そうですね。時々そういう声も聞いたりはするのですけれども、まだデータ的にしっかりとつかめているというところまではいっておりません。

○篠崎委員 では、妥当な価格設定ができているわけですね。

○井上信書便事業課長 妥当とまで言えるかどうかはよく判りませんが。

○篠崎委員 はい。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次の諮問事項は、諮問第1048号から1050号、「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」ということでございます。まず、総務省から説明をお願いいたします。

○井上信書便事業課長 それでは、資料12-2から12-4で御説明申し上げます。

はじめに、資料12-2でございますが、最初のページは諮問書でございます。この諮問書に書いてあるところでございますが、今回は、新規の許可申請が、1行目に書いてある赤帽旭川ほか8者、したがって全部で9者です。それから、事業計画の変更、既に許可を受けているけれども一部事業計画を変更したいというのが、置田運輸ほか3者、したがって全部で4者ということでございますので、全部で13者ということについて御審議願います。

では、内容に入ってまいりますが、その次のA4の横です。別紙1をごらんください。1ページをあけていただきたいと思いますが、まず申請者と提供サービスのあらましです。今申しました新規の許可申請が9者、これが1ページから4ページまでございまして、変更の認可申請が4者、これが5ページでございます。

これら各申請者の主な事業というところで、左のほうにありますが、主な事業を見ますと、貨物の運送業が13者のうちの8者ありますと、やはり相変わらず最も多いわけでございます。それから、その次が、今回、警備業ということで、4者ございます。これは前回もちょっと申しましたが、綜合警備保障のALSOKのグループ会社によるものであります。これが4つございます。それ以外は、1者は障害者福祉団体でありますと、これは、一番左に通し番号が打ってありますが、4ページの下の9の熊本県のNPO法人であります。障害者団体の参入は、今回が9者目であります。既に8者が許可を受けています。

それから、またページを戻っていただいて、資本金／出資金の欄を見ていただきますと、今回は最大でも1億円ということでございまして、要は、皆さん中堅・中小企業ということになります。

それから、信書便事業としてどんなサービスをするのですかという提供サービスですが、右の方の提供サービスの概要というところを見ていただきますと、ここに各者が想定しておられるサービスの概要が記載されておりまして、例えば1番の赤帽旭川ですと、1号役務として、いわゆる公文書集配、先ほどから何回か出てきていますが、公文書集配を見込んでおられます。この公文書集配が1号サービスとして最も多くて、5者が、

具体的には1番の赤帽旭川、3番の千野運輸、6番のブルーマックスとか、5者がこの公文書集配をやりたいと。

それから、次に特徴的なのは綜合警備保障でございまして、2番の北海道綜合警備、あるいは4番の北関東綜合警備、それから、後ろの方のページに2つあるのですけれども、綜合警備保障のサービスとしては、金融機関の本支店間の巡回役務を本業のほうでやるものですから、その際に信書もあればというようなことですけれども、それに加えて、親会社の綜合警備保障が中心となって、これは既にALSOK電報というのをスタートしております。ALSOK電報というのは、電報類似サービスとして、慶弔用の電報でスタートしておりますが、[REDACTED]してやるんだということで。本社のほうは、今は[REDACTED]してやっているのですけれども、行く行くは[REDACTED]  
[REDACTED]してやつ  
ていきたいという方針だそうでございまして、今回の[REDACTED]の申請も、その一環ということでございます。以上、提供サービスの概要でございます。

それから、次に、6ページに参りますが、収支見積でございます。ここにつきましては、前回の審議会で、利用見込通数と収入の関係等についてのお尋ねがあつたりしたものですから、少し資料のつくりを変えておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

まず収入でございますが、各役務別の収入を、利用見込通数、それから単価、その掛け算としての収入という順で書いてございます。赤帽旭川で言うと、1号が[REDACTED]通／月で、単価が[REDACTED]円なので、1号の収入は年間[REDACTED]万円、このようなことでございます。利用見込通数だけで縦に見ますと、月間数十通というような方から3,000通というようなところまで、さまざまです。それから、単価のほうも、通数ほどではないですが、やはり申請者に応じて想定されている単価には相応の差があるということでございまして、例えば1号役務ですと、6ページの下の方で、150円でというような方もいらっしゃいますし、2,000円ぐらいというような方もいるような状況でございます。それから、3号役務の、もともとこれは1,000円の下限がありますが、ここは1号役務よりも若干単価を高く皆さん設定しておられるというようなことでございます。そんなことで、事業収入がそれぞれ出てきているというようなところでございます。

それから、9ページへ移っていただいて、支出のほうに参ります。9ページには、今御覧いただきました収入を左のほうに書いて、その横に支出、これは人件費から租税公課まで、5費目に分けて書いてございます。この支出を見ていただきますと、括弧がございますが、これは費目別の割合であります、[REDACTED]などが典型なのですが、人件費の割合が非常に大きくて、あと経費だと減価償却はもうほとんどないというような形です。経費というのは、車の油代だとか、そういうのは入りますけれども。要するに、マンパワーによるところが大きいという、この事業の性格によると思われます。一方、[REDACTED]は、その他というところが75%ということで突出しておりますが、この場合は、組合形式の場合によくありますが、組合が許可を取って、実際の仕事は組合員がやるので、そこに業務委託するので、委託費としてこちらへ渡すわけですね。ですので、ほとんどここに経費が計上されているということで、おそらく

中身は人件費とかが多いのだと思うのですが、そのようなことでございます。

それから、縦の太い線の右の方に、差し引きとしての利益が書いてございます。ここに、ちょっと見にくいかもしれませんが、赤いアンダーラインが引いてあるのがあります。これは営業利益率が一ケタ台という方だけピックアップしてみました。一ケタだから直ちにどうということではないのですけれども、何で相対的にこのように利益率が低く算出されるのかということで、その理由を要因分析という欄に書いてあるのですけれども、——細かな字ですが——要するに、コストを本業と配賦している方は、コストが全体として低いです。逆に、この信書便だけのために車を用意しますとか、あるいは人員を用意しますとかいう形で、信書便専用を設けてコストを計算していると高くなるという傾向がございます。あとは、そもそも最初から信書便事業の収入が低い方ということでありまして、そういうことで、利益率が低い方々は、大体説明がつくというようなことでございました。ただ、いずれにしても赤字になるわけではありませんので、収支としては、これで直ちに問題となることはないのかというように考えてございます。

時間の関係もございますので、以降のページは簡単に御説明させていただきたいと思いますが、ページで言うと、13ページは資金計画でありまして、原則として各者とも、事業開始に要する資金は、それを超える純資産があるということで、問題ないかなと思います。

それから、14ページから16ページは、引受けだとか配達の方法ということで、これは約款の中に記載されて、店舗に掲示されるものですけれども、これも問題がないかと思っております。

17ページは、2号役務につきまして、3時間で送達するということなので、3時間以内に送達できるかどうかということをチェックした資料でありまして、問題なしという結果になっております。

以上が、今回の申請者の申請概要でございます。

それから、続けて御説明させていただきますが、20ページは参考1で、今回の新規の9者を加えた参入状況でございまして、346者ということになります。あとは割愛させていただきたいと思います。

それから、21ページの参考2でございますが、これは各都道府県別に事業者が示されています。今回、特に申し上げれば、東京都で1者見え消しになっていますが、廃業される方が1者おられるという状況でございます。

それから、別紙の24ページでございますが、24ページは、9者についての許可申請や、あるいは4者についての認可申請の審査結果の概要でございまして、ここに御覧いただいておりますとおり、説明は省略させていただきますが、適ということで、問題はないかと考えております。

それから、資料12-3、これは約款であります。したがって、先ほどから申しておりますが、それぞれの営業所において、利用者が見えるところに掲げることによって、利用者の利便や利益を守るというためのものでありまして、審査した結果、問題はないと考えております。

最後、資料12-4は、管理規程でございまして、この管理規程というのは、特に信

書の秘密の確保という観点から、事業者において求められる事項を記載して、大臣認可を受けるというものであります、審査の結果、問題がないかと考えております。

以上で御説明を終わります。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ、お伺いいたします。

どうぞ、篠塚委員。

○篠塚委員 質問ですが、13番のサイクルワークスマッセンジャーサービス、12ページを見ますと、経費が■%ということで、ほかの事業の形態と大分やり方が違うのかなという気がするのですが、特徴的なところはどういうことなのかということと、■件というのは、すごく月の扱いが少ないのかなと。これは単なる感想ですけれども、何がどういうふうに違うのでしょうか。

○井上信書便事業課長 ここはたしか個人経営で、沖縄の事業者ですが、自転車を使って送達をするということで、既に参入されている事業者なのですけれども。確かに経費が非常に高いですね。

青色申告なので人件費は出てこないということと、経費は自転車関係の、修理とか維持費みたいなもののようにございます。ちょっと調べてみます。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にないようでございましたら、諮問第1048号から1050号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

この際、委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

ないようでございましたら、事務局のほう、御連絡がございましたらどうぞ。

○岡田情報流行政局総務課課長補佐 事務局から1点お願ひがございます。先ほど国際ボランティア貯金寄附金配分の件で、貯金保険課長からお願ひをさせていただいたところでございますが、お手元のほうにお配りしております、左肩に「審議会終了後回収」としております資料でございますが、この後回収させていただきますので、お持ち帰りにならずに、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会